

2.7.18 振動規制法

1) 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)第十六条で定める道路交通振動の限度は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)で表4-2-41に示すとおり定められている。また、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における振動規制区域の指定状況は図4-2-26に示すとおりである。

表4-2-41 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則別表第二備考1に基づく知事が定める区域の区分及び同備考2に基づく知事が定める時間の区分」(昭和54年3月14日、山梨県告示第102号)

2) 特定建設作業振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準を表4-2-42に示す。また、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における特定建設作業振動規制区域の指定状況は図4-2-26に示すとおりである。

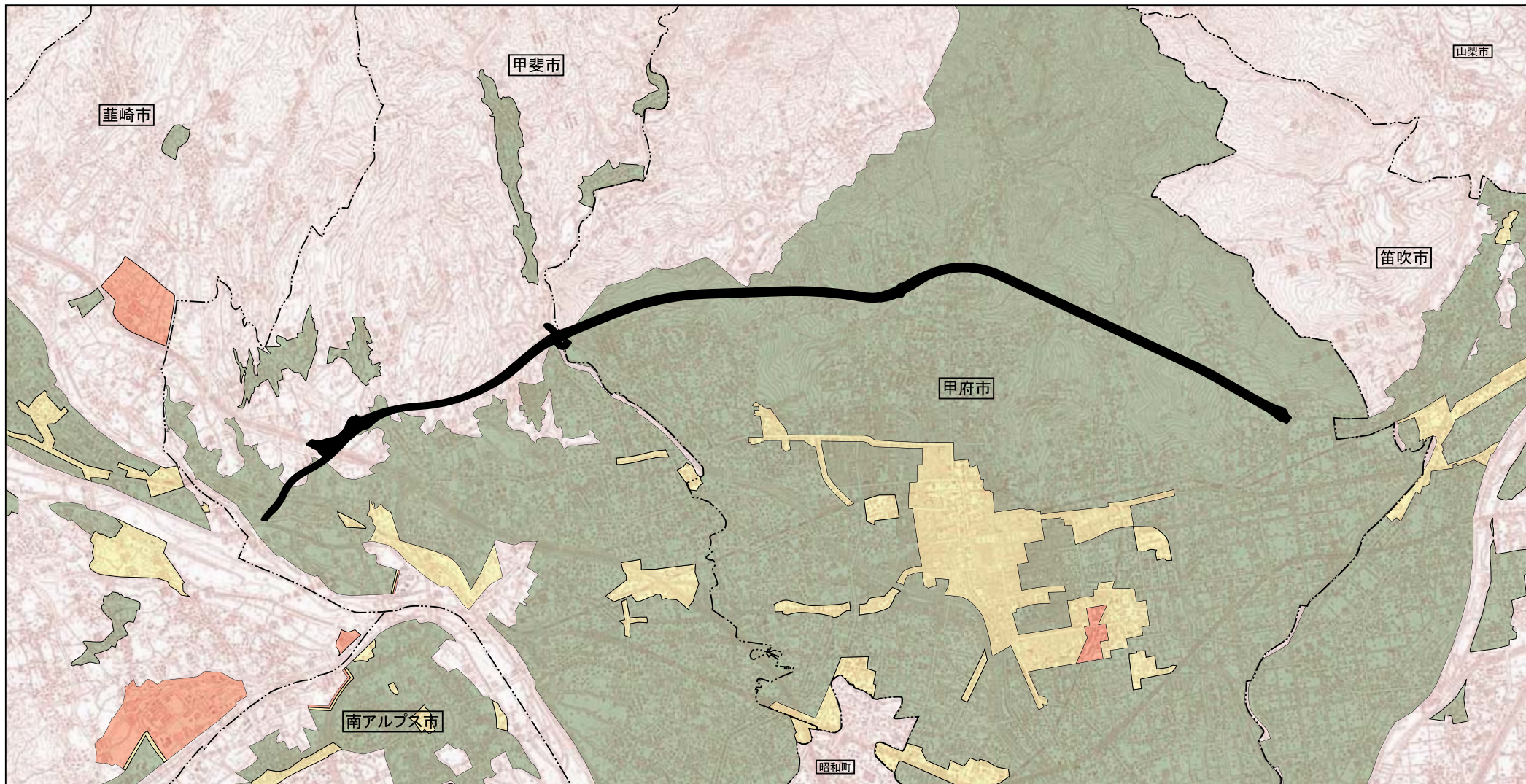
表4-2-42 特定建設作業振動に係る規制基準

区域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	75dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

注) 第一号区域：昭和54年山梨県告示第100号により指定した地域のうち次に掲げる地域又は区域
 一 告示の別添図面中(図4-2-26)において、緑色又は黄色に色分けした区域
 二 告示の別添図面中(図4-2-26)において、赤色に色分けした区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校
 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第七条第一項に規定する保育所
 3 医療法(昭和23年法律第205号)第一条の五第一項に規定する病院及び同法第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第二条第一項に規定する図書館
 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第二十条の五に規定する特別老人養護ホーム

第二号区域：昭和54年山梨県告示第100号により指定されている地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」(昭和54年3月14日 山梨県告示第101号)



凡 例

記号	名 称	
	道路交通振動	建設作業振動
■ (Green)	第1種区域	第1号区域
		第2号区域
■ (Yellow)	第2種区域	
■ (Orange)		

----- 市町界
 ————— 都市計画対象道路事業実施区域

1/50,000
 1,000 0 1,000 2,000m



出典：「振動規制地域図 笛吹市」平成16年
 「振動規制地域図 甲府市」平成19年
 「振動規制地域図 甲斐市」平成16年
 「振動規制地域図 南アルプス市」平成19年3月
 「振動規制地域図 韮崎市」平成19年3月
 「振動規制法施行規則別表第二備考1に基づく知事が定める区域の区分及び同備考2に基づく知事が定める時間の区分」
 昭和54年3月14日 山梨県告示第102号
 「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」
 昭和54年3月14日 山梨県告示第101号

図4-2-26 振動規制法に基づく
 振動規制区域図

2.7.19 水質汚濁防止法

1) 汚濁負荷量の総量の削減に係る指定水域及び指定地域の状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）第四条の二第1項の規定により指定された汚濁負荷量の総量の削減に係る指定水域及び指定地域はない。

2) 水質汚濁法に基づく排水基準及び上乘せ排水基準

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「水質汚濁防止法」第三条第1項の規定に基づく「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）によって、すべての公共用水域に対して排水基準（以下「一律基準」という。）が定められている。「一律基準」を表4-2-43に示す。

表4-2-43(1) 水質汚濁法に基づく排水基準（有害物質の排水基準）

(昭46.6.21 省令35 改正 平20.9.30 環令11)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1ℓにつきカドミウム0.1mg
シアン化合物	1ℓにつきシアン1mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1ℓにつき1mg
鉛及びその化合物	1ℓにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1ℓにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1ℓにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1ℓにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1ℓにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.3mg
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg
ジクロロメタン	1ℓにつき0.2mg
四塩化炭素	1ℓにつき0.02mg
1,2 - ジクロロエタン	1ℓにつき0.04mg
1,1 - ジクロロエチレン	1ℓにつき0.2mg
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	1ℓにつき0.4mg
1,1,1 - トリクロロエタン	1ℓにつき3mg
1,1,2 - トリクロロエタン	1ℓにつき0.06mg
1,3 - ジクロロプロペン	1ℓにつき0.02mg
チウラム	1ℓにつき0.06mg
シマジン	1ℓにつき0.03mg
チオベンカルブ	1ℓにつき0.2mg
ベンゼン	1ℓにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1ℓにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	1ℓにつき10mg（海域以外）
ふっ素及びその化合物	1ℓにつき8mg（海域以外）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

注1) 「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年 政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年 法律第125号）第二条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業上に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

表4-2-43(2) 水質汚濁法に基づく排水基準（水素イオン濃度その他の排水基準）

(昭46.6.21 省令35 改正 平20.9.30 環令11)

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)		海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量	(mg/ℓ)	160 (日間平均 120)
浮遊物質	(mg/ℓ)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量 (mg/ℓ)	5
抽出物質含有量	動植物油脂類含有 (mg/ℓ)	30
フェノール類含有量 (mg/ℓ)		5
銅含有量 (mg/ℓ)		3
亜鉛含有量 (mg/ℓ)		5
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)		10
溶解性マンガン含有量 (mg/ℓ)		10
クロム含有量 (mg/ℓ)		2
大腸菌群数 (個/cm ³)		日間平均 3,000
窒素含有量 (mg/ℓ)		120 (日間平均 60)
磷含有量 (mg/ℓ)		16 (日間平均 8)

- 注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 注3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鋼を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 注4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際に現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 注5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 注6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 注7) 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

また、山梨県では同法第三条第3項の規定による同条第1項の一律基準に代えて適用すべき排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）が「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年7月12日 山梨県条例第12号）第二十条によって定められている。「上乘せ排水基準」を表4-2-44に示す。

表4-2-44(1) 上乗せ排水基準 (有害物質)

区分	適用水域	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふつ素及びその化合物
特定事業場	全公共用水域	検出されないこと。	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム	検出されないこと。	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム	1リットルにつき砒素0.05ミリグラム	新設にあつては、1リットルにつきふつ素1ミリグラム 既設にあつては、1リットルにつきふつ素5ミリグラム

注1) 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第二条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
 注2) この表の数値は、排水基準を定める省令(平成20年9月30日、環境省令第11号。以下「省令」という。)第二条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
 注3) 「検出されないこと。」とは、省令第二条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 注4) 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において既に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第二条第2項に規定する特定施設となつた際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となつている場合にあつては、新設とする。)をいう。
 注5) ふつ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

表4-2-44(2) 上乗せ排水基準 (有害物質以外)

区分	適用水域	1日当たりの平均的な排水の量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数
			(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	公共用水全域	20立方メートル以上	20(15)	20(15)	50(30)						1,000
		既設			40(30)	40(30)	50(30)						1,000
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1
畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	富士五湖水域	新設	7.5立方メートル以上	30(20)	30(20)	50(30)							
		市街化区域内の水域	7.5立方メートル以上	80(60)	80(60)	150(120)							
		上記以外の公共用水域	7.5立方メートル以上	140	140	180							
			50立方メートル未満	(110)	(110)	(140)							
			50立方メートル以上	80(60)	80(60)	150(120)							
		既設	全公共用水域	7.5立方メートル以上	160	160	200						
		50立方メートル未満	(120)	(120)	(150)								
旅館業	全公共用水域	新設	20立方メートル以上	30(20)	30(20)	50(30)	10						1,000
		既設	自然公園区域内の水域	20立方メートル以上	60(50)	60(50)	90(70)	10					1,000
		上記以外の公共用水域	20立方メートル以上	100(85)	100(85)	140(110)	15						1,000
			50立方メートル未満	60(50)	60(50)	90(70)	10						1,000
上記以外の特定施設を設置するもの	全公共用水域	新設	20立方メートル以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5
		既設		60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1,000

※府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

注1) 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。

- (1) 山中湖
- (2) 河口湖
- (3) 西湖
- (4) 精進湖
- (5) 本栖湖

注2) 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第七条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。

注3) 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第五条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例(平成20年10月17日、山梨県条例第41号)第五条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。

注4) () 内の数値は、日間平均を示す。

注5) 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

出典: 「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年7月12日 山梨県条例第12号)

2.7.20 排水基準を定める総理府令

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「排水基準を定める省令」（平成46年6月21日 総理府令第35号）別表第二の備考6の規定により指定された窒素含有量についての排水基準に係る湖沼はない。

また、同令別表第二の備考7の規定により、磷含有量についての排水基準に係る湖沼として、甲府市にある丸山ため池（千代田湖）が指定されている。

2.7.21 湖沼水質保全特別措置法

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日 法律61号）第三条第2項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域は存在しない。

2.7.22 その他の状況

1) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日法律第30号）第三条に基づく地すべり防止区域として、湯村が指定されている。この位置を表4-2-45及び図4-2-27に示す。

表4-2-45 地すべり防止区域

市町村名	番号	区域名	面積(ha)
甲府市	1	湯村	5.18

出典：「山梨県地域防災計画」（平成21年12月 山梨県防災会議）

2) 砂防法に基づく砂防指定地の指定状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には、「砂防法」（明治30年3月30日法律第29号）第二条に基づく砂防指定地がある。これらの位置を表4-2-46及び図4-2-27に示す。

表4-2-46(1) 砂防指定地

市町村名	番号	名称	面積(ha)	告示年月日	告示番号
山梨市	1	向山川	2.72	昭和41年4月14日	建設省告示第1262号
			1.43	平成元年11月14日	建設省告示第1909号
			0.47	平成5年11月5日	建設省告示第2107号
	2	平等川	7.02	昭和24年4月20日	建設省告示第312号
			0.88	昭和61年2月25日	建設省告示第231号
			2.32	平成2年1月29日	建設省告示第97号
			1.77	平成4年2月27日	建設省告示第438号
			1.31	平成5年11月5日	建設省告示第2107号
			0.14	平成5年11月5日	建設省告示第2107号
			0.93	平成11年9月22日	建設省告示第1738号
	3	裏平等川支川	7.02	昭和24年4月20日	建設省告示第312号
	4	夕川	2.02	昭和55年4月22日	建設省告示第905号

表4-2-46(2) 砂防指定地

市町村名	番号	名称	面積(ha)	告示年月日	告示番号
笛吹市	5	裏平等川	7.02	昭和24年4月20日	建設省告示第312号
	6	山沢川	5.50	昭和44年3月12日	建設省告示第543号
			0.53	昭和63年11月8日	建設省告示第2165号
			5.29	平成5年11月1日	建設省告示第2078号
	7	西の沢	1.09	平成2年5月19日	建設省告示第1107号
6.91			平成6年2月3日	建設省告示第181号	
甲府市	8	大山沢川	0.29	昭和23年5月20日	総理府告示第94号
			6.82	平成6年11月21日	建設省告示第2225号
			1.26	昭和62年10月7日	建設省告示第1699号
			0.73	平成4年7月13日	建設省告示第1311号
			0.89	平成5年11月5日	建設省告示第2107号
	9	高倉川	2.08	昭和24年4月20日	建設省告示第312号
			0.90	昭和47年12月27日	建設省告示第2186号
	10	高倉川支川	2.31	昭和24年4月20日	建設省告示第312号
	11	東沢川支川	1.28	平成8年4月9日	建設省告示第1186号
	12	東川	3.08	昭和41年7月25日	建設省告示第2345号
	13	相川	16.43	昭和23年5月20日	総理府告示第94号
			0.68	昭和59年8月30日	建設省告示第1257号
	14	西川	1.74	昭和41年7月25日	建設省告示第2345号
	15	梓川	4.48	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
			0.26	平成5年1月21日	建設省告示第91号
	16	梅沢	0.96	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
	17	金子沢	5.03	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
			0.65	昭和62年3月7日	建設省告示第298号
			1.09	平成16年9月16日	国土交通省告示第1135号
	18	西沢	5.61	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
			0.28	平成16年1月28日	国土交通省告示第42号
19	湯川	4.73	昭和49年4月22日	建設省告示第615号	
		0.09	昭和62年3月7日	建設省告示第298号	
20	塔岩沢	15.67	平成15年2月13日	国土交通省告示第111号	
21	帯那川	0.40	平成13年12月7日	国土交通省告示第1724号	
甲斐市	22	荒川	22.17	昭和25年10月14日	建設省告示第1104号
			16.80	昭和29年8月21日	建設省告示第1344号
	23	吉沢川	0.51	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
			1.36	昭和61年2月25日	建設省告示第231号
			1.6	平成元年3月7日	建設省告示第531号
			0.06	平成5年11月5日	建設省告示第2107号
	24	亀沢川	1.96	昭和12年6月22日	内務省告示第424号
	25	菩提沢	2.78	昭和46年4月8日	建設省告示第662号
26	貢川	1.12	昭和29年8月21日	建設省告示第1344号	

表4-2-46(3) 砂防指定地

市町村名	番号	名称	面積(ha)	告示年月日	告示番号
甲斐市	27	南久保沢	1.75	昭和50年1月31日	建設省告示第66号
	28	藤の木沢	0.69	昭和43年2月27日	建設省告示第231号
	29	坊沢川	5.88	昭和46年4月8日	建設省告示第662号
	30	東沢	1.86	昭和62年3月7日	建設省告示第298号
	31	鰻沢川	1.55	昭和44年3月12日	建設省告示第543号
			1.99	昭和51年12月23日	建設省告示第1641号
	32	中沢	3.92	昭和49年4月22日	建設省告示第615号
	33	用の沢	3.73	昭和46年4月8日	建設省告示第662号
			0.75	平成元年11月14日	建設省告示第1909号
			1.70	平成4年3月2日	建設省告示第483号
			1.59	平成6年11月21日	建設省告示第2225号
	34	漆戸沢	2.12	平成16年12月27日	国土交通省告示第1622号
35	長潭沢	2.15	昭和12年1月25日	建設省告示第128号	
韮崎市	36	燕沢	2.83	昭和62年3月7日	建設省告示第298号
			3.59	平成7年2月22日	建設省告示第275号
	37	権現沢川	28.20	昭和46年4月8日	建設省告示第662号
	38	三之蔵沢	13.46	昭和46年4月8日	建設省告示第662号
			0.39	平成4年3月2日	建設省告示第483号
			0.31	平成元年11月14日	建設省告示第1909号
			4.09	平成9年6月10日	建設省告示第1293号
			0.09	平成16年1月28日	国土交通省告示第42号
	39	古川	2.09	昭和44年9月18日	建設省告示第3475号
	40	御坊沢川	調査中	大正13年8月4日	内務省告示第480号
			4.05	昭和45年7月6日	建設省告示第1023号
	41	小曾根沢	調査中	大正13年8月4日	内務省告示第480号
			調査中	昭和12年4月10日	内務省告示第250号
調査中			昭和17年11月5日	内務省告示第639号	
42	大門沢川	196.84	昭和12年4月10日	内務省告示第250号	
43	御勅使川	17.21	大正6年12月21日	内務省告示第97号	
		164.92	昭和7年12月5日	内務省告示第309号	
		104.00	昭和12年4月10日	内務省告示第250号	
南アルプス市	御勅使川	174.42	大正5年11月28日	内務省告示第71号	
		2.57	大正6年12月21日	内務省告示第97号	
		49.68	大正12年2月23日	内務省告示第41号	
		49.68	大正10年2月9日	内務省告示第26号	
		29.37	昭和45年7月6日	建設省告示第1023号	
		0.25	平成12年5月10日	建設省告示第1284号	
45	神明川	0.26	昭和49年4月22日	建設省告示第615号	
北杜市	正楽寺沢川	12.77	昭和44年9月18日	建設省告示第3475号	
		0.29	平成5年1月21日	建設省告示第91号	

出典：「砂防指定地」(平成21年 山梨県県土整備部中北建設事務所資料)
(平成21年 山梨県県土整備部中北建設事務所峡北支所資料)
(平成21年 山梨県県土整備部峡東建設事務所資料)

3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日 法律第57号）第三条に基づく急傾斜地崩壊危険区域がある。

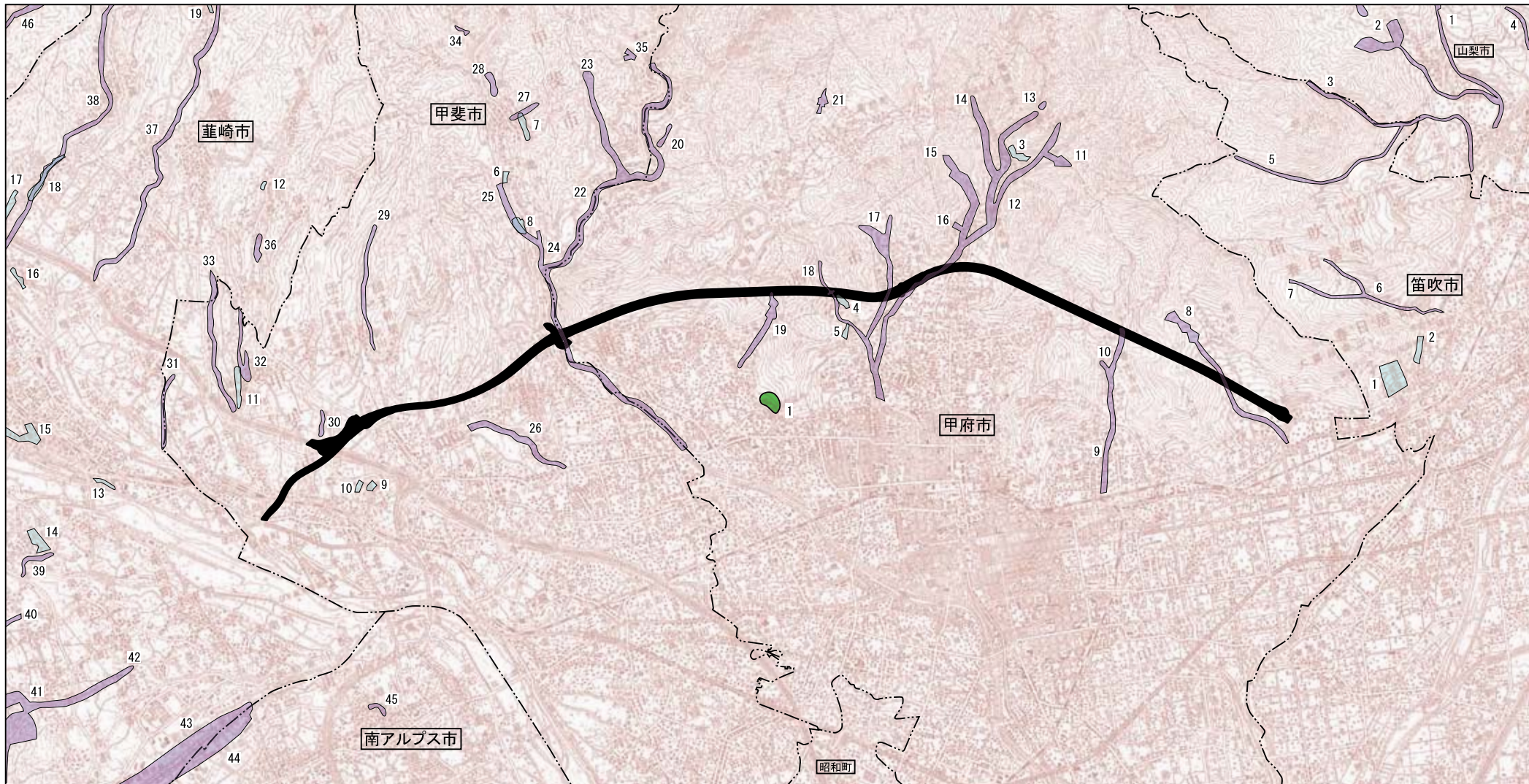
これらの位置を表4-2-47及び図4-2-27に示す。

表4-2-47 急傾斜地崩壊危険区域

(平成19年11月30日現在)

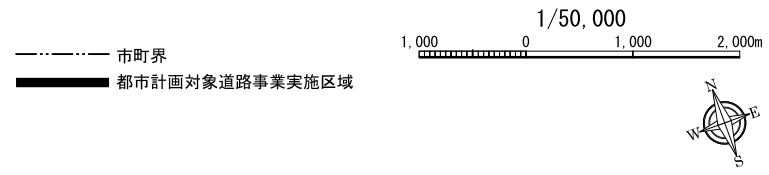
市町村名	番号	名称	面積(ha)	告示年月日	指定番号
笛吹市	1	大蔵経寺裏	12.80	昭和45年10月1日	0354
	2	山口	0.67	平成6年2月17日	0148
			0.22	平成7年3月3日	0098
			0.73	平成10年3月19日	0110
甲府市	3	要害山	0.54	昭和59年6月18日	0274
			0.16	昭和62年8月13日	0297
	4	小松	1.31	平成4年3月2日	0073
	5	和田	0.33	昭和63年10月13日	0459
			0.54	平成4年3月2日	0072
甲斐市	6	中下	1.78	平成15年2月17日	0081
	7	久保	1.37	平成2年2月8日	0054
	8	大下	1.04	平成9年3月31日	0128
			0.19	平成13年3月22日	0126
	9	岩森	0.66	昭和62年8月13日	0303
	10	岩森の2	0.87	平成2年11月15日	0564
	11	米沢	3.14	昭和52年10月17日	0386
韮崎市	12	下新居	0.69	平成5年4月12日	0169
	13	船山	0.71	昭和60年5月9日	0188
	14	若尾	3.66	昭和47年9月25日	0465
	15	七里岩	4.98	昭和45年6月25日	0262
			1.10	昭和50年4月1日	0222
	16	岩根	1.25	昭和60年5月9日	0189
	17	三之蔵	2.29	昭和62年8月13日	0304
	18	日之城	4.96	昭和53年10月9日	0401
	19	柳平	0.69	平成2年2月8日	0053

出典：「山梨県地域防災計画」（平成21年12月 山梨県防災会議）
「山梨県中北建設事務所管内図」（平成21年 山梨県）



凡例

記号	記号	名称				記号	名称								
 地すべり防止区域	 砂防指定地	1	湯村	1	向山川	13	相川	25	菩提沢	37	権現沢川	1	大蔵経寺裏	13	船山
		2	平等川	14	西川	26	貢川	38	三之蔵沢	2	山口	14	若尾		
		3	裏平等川支川	15	梓川	27	南久保沢	39	古川	3	要雲山	15	七里岩		
		4	夕川	16	梅沢	28	藤の木沢	40	御坊沢川	4	小松	16	岩根		
		5	裏平等川	17	金子沢	29	坊沢川	41	小曾根沢	5	和田	17	三之蔵		
		6	山沢川	18	西沢	30	東沢	42	大門沢川	6	中下	18	日之城		
		7	西の沢	19	湯川	31	鰻沢川	43	御勅使川	7	久保	19	柳平		
		8	大山沢川	20	塔岩沢	32	中沢	44	御勅使川	8	大下				
		9	高倉川	21	帯那川	33	用の沢	45	神明川	9	岩森				
		10	高倉川支川	22	荒川	34	漆戸沢	46	正楽寺沢川	10	岩森の2				
		11	東沢川支川	23	吉沢川	35	長澤沢			11	米沢				
		12	東川	24	亀沢川	36	燕川			12	下新居				



- - - - - 市町界
 都市計画対象道路事業実施区域
 急傾斜地崩壊危険区域
 出典：「山梨県中北建設事務所管内図」
 平成21年 山梨県

図4-2-27 地すべり防止区域、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域図

2.8 その他の事項

2.8.1 公害の苦情処理件数

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の平成20年度における公害の苦情処理件数を表4-2-48に示す。

典型7公害に関するものについては、大気汚染が143件と最も多く、次いで水質汚濁が60件、騒音が53件、悪臭が47件の順である。典型7公害以外の苦情は190件である。なお、典型7公害以外の主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等であった。

表4-2-48 市町村別公害苦情処理件数
(平成21年3月末現在)

市町村	典型7公害								典型7公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
笛吹市	5	13	1	0	0	0	0	19	11	30
甲府市	60	22	0	29	0	0	17	128	37	165
甲斐市	65	7	0	14	0	0	12	98	130	228
南アルプス市	12	9	0	8	1	0	15	45	7	52
韮崎市	1	9	0	2	0	0	3	15	5	20
合計	143	60	1	53	1	0	47	305	190	495

出典：「平成21年度版 やまなしの環境2009」（平成22年2月 山梨県森林環境部森林環境総務課）

2.8.2 産業廃棄物処理場等の状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺における産業廃棄物処理場等の状況を表4-2-49及び図4-2-28に示す。

都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には、産業廃棄物処分業者は18社あり、このうち特別管理産業廃棄物処分業者でもあるのは1社である。

表4-2-49 産業廃棄物処分業者

市町村	番号	名称
笛吹市	1	(株)田丸
甲府市	2	(株)山梨クリーンサービス
	3	(株)甲石社
	4	日東金属(株)
	5	(有)グリーン開発
	6	(株)インテリアのざわ
	7	千野建材(株)
	8	(株)森銀 ※
	9	丸浜興業(株)
	10	(株)早野組
	11	(株)若尾忠男商店
	12	日東建設(株)
	13	(有)秋山建設運輸
	甲斐市	14
15		(株)オー・エス・ケー
16		(有)菱和産商
南アルプス市	17	湯澤工業(株)
韮崎市	18	(有)インダストリー

注) ※は、特別管理産業廃棄物処分業者を示す。
出典：「産業廃棄物処分業者一覧」（平成22年4月 山梨県森林環境部環境整備課）

2.8.3 史跡・遺跡調査状況（甲府北部史跡・遺跡調査委員会（中間取りまとめ）の概要）

史跡・遺跡調査状況（甲府北部史跡・遺跡調査委員会の概要）については、資料編に記載する。

